

有効期間満了日 令和11年3月31日

熊生企第185号

令和6年3月8日

少年補導員制度運営要領の制定について（通達）

少年補導員制度については、「少年補導員制度運営要綱の制定について（通達）」（平成14年2月22日付け熊少第44号。以下「要綱」という。）及び「少年補導員制度運用上の留意事項について（通達）」（令和4年4月5日付け熊生企第304号。以下「運用通達」という。）により実施しているところであるが、少年補導員に係る定数の基準等について見直しを行い、別添のとおり、新たに少年補導員制度運営要領を制定し、令和6年4月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないよう  
にされたい。

なお、要綱及び運用通達については、本要領の施行をもって廃止するが、現に要綱に基づき委嘱されている少年補導員については、本要領に定める少年補導員とみなすものとする。

## 別添

### 少年補導員制度運営要領

#### 第1 趣旨

この要領は、少年補導員（以下「補導員」という。）制度の運営について必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 任務

1 補導員は、警察と協働して次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 少年の保護及び少年相談に関すること。
- (2) 少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第2条第6号から第10号に定める非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童の早期発見・補導及び必要な継続補導に関すること。
- (3) 少年をめぐる有害環境の浄化に関すること。
- (4) 非行防止のための地域社会に対する啓発に関すること。
- (5) 少年の社会参加活動、スポーツ活動その他少年の健全育成活動に関すること。

2 補導員は、1の活動を行うに当たっては、第3の3で交付を受けた少年補導員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

#### 第3 委嘱

1 警察署長（以下「署長」という。）は、次に掲げる要件を満たしている者のうちから、補導員を委嘱するものとする。この場合において、署長は、交番及び駐在所の所管区域を考慮するなど特定の地域居住者に偏らないよう配慮するとともに、原則として少年指導委員との兼任は避けるものとする。

- (1) 人格及び行動に社会的信望を有すること。
- (2) 任務の遂行に必要な熱意を有し、少年補導について適格性を有すること。
- (3) 身体的、年齢的に実行力を有すること。
- (4) 少年非行防止に協力するための時間的余裕を有すること。
- (5) 地域の実情に精通していること。
- (6) 管轄区域内に居住していること。

2 署長は、補導員を委嘱するときは、委嘱状（別記様式第1号）を交付して行うものとする。

3 署長は、補導員を委嘱したときは、警察署ごとの一連番号を付した少年補導員証（別記様式第2号）を交付するものとする。

4 署長は、補導員に対し、少年補導員記章（別図第1）、少年補導員手帳（別図第2）、少年補導員腕章（別図第3）及び少年補導員標識（別図第4）を貸与するものとする。

- 5 署長は、補導員を委嘱するときは、あらかじめ少年補導員委嘱通報書（別記様式第3号）により、警察本部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）に通報するものとする。ただし、再委嘱された補導員にあっては、6の少年補導員名簿の写しを送付することをもって通報に代えることができる。
- 6 署長は、少年補導員名簿（別記様式第4号）を備え付け、異動のあるごとに必要な事項を記入するものとする。

#### 第4 任期

- 1 補導員の任期は2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。
- 2 欠員により新たに委嘱した補導員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第5 解嘱等

- 1 署長は、補導員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。
  - (1) 第3の1に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。
  - (2) 補導員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 署長は、補導員を解嘱するときは、解嘱通知書（別記様式第5号）を交付して行うものとする。ただし、これによることができないときは、解嘱通知書を交付することなく解嘱することができるものとする。
- 3 署長は、2の解嘱をしたときは、解嘱通知書の写しを生活安全企画課長に送付するものとする。
- 4 署長は、補導員から辞職の申出があったときは、これを承認するものとする。
- 5 署長は、補導員がその身分を失ったときは、速やかに少年補導員証、少年補導員記章、少年補導員手帳、少年補導員腕章及び少年補導員標識を返納させるものとする。

#### 第6 定数

警察署ごとの補導員に係る定数の基準は、別表のとおりとする。

#### 第7 少年警察ボランティア連絡協議会

- 1 補導員の知識技能の向上を図るとともに、警察署管轄区域内における非行防止対策の効果的実施について協議するため、警察署単位に、その管轄区域に居住する補導員（少年指導委員が配置されている警察署にあっては、少年指導委員を含む。）をもって地区少年警察ボランティア連絡協議会を組織する。
- 2 警察署単位に設置された地区少年警察ボランティア連絡協議会をもって県少年警察ボランティア連絡協議会を組織する。

#### 第8 研修

署長は、補導員の活動が積極的に推進されるよう、参考資料の配布、研修会の開催等、その任務の遂行に必要な知識技能の向上を図るよう努めるものとする。

## 第9 運用

- 1 署長は、補導員の効果的かつ適切な運用に努めなければならない。
- 2 署長は、補導員の活動が委嘱した警察署の管轄区域外に及ぶときは、当該活動区域を管轄する警察署との協力体制の確保に努めるものとする。
- 3 署長は、補導員が第2の1に掲げる活動を行ったときは、その状況等を積極的に通報させるものとする。
- 4 署長は、補導員の運用に当たっては、自治体が委嘱する少年補導員等の少年非行防止ボランティアとの緊密な連携に配慮するものとする。

## 第10 連絡協調

交番及び駐在所勤務員は、所管区域内で活動又は居住する補導員と緊密な連携を保持するとともに、通常の勤務を通じて補導員の活動に協力するものとする。

## 第11 通報事案の処理

- 1 署長は、補導員からその任務に関する通報を受けたときは、通報内容に応じて通報カード（別記様式第6号）に記載し、その処理結果を当該補導員に連絡するものとする。
- 2 署長は、補導員から少年相談に係る通報を受けたときは、熊本県少年警察活動に関する訓令（平成20年熊本県警察本部訓令第16号）の定めるところに従い処理しなければならない。

## 第12 留意事項

署長は、補導員の運用に当たっては、次に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) 補導員の人選に当たっては、補導に関する熱意が不十分である、名誉職を数多く兼務しているため実践活動が消極的である、あるいは必要以上の干渉にわたる者が選出されることがないように留意し、真に地域の住民から信頼され、尊敬される者が選出されるよう慎重を期すこと。
- (2) 補導員は、民間協力者として委嘱されるものであり、特別の権限が付与されるものでないことを徹底し、行き過ぎ等の批判を受けることがないように指導すること。また、少年警察活動を行うに当たり協力を依頼するときは、当該補導員の職業、年齢、性別、能力、経験、居住地等を十分に考慮し、業務内容に最も適合した者を選定すること。

特に、少年相談、継続補導及び被害少年に対する継続的支援については、個々の少年の特性に応じた方法により継続的に行うことが必要な活動であり、少年の特性についての深い知識と少年の取扱いについての技術を必要とする活動であることから、これらの活動に補導員に対して協力を依頼するときは、当該補導員の性別、年齢、能力等を考慮の上、慎重に人選を行うとともに、その活

動についても社会奉仕体験活動等補助的な活動に限定し、警察との連携による適切な役割分担の下に行うこと。

- (3) 補導員が活動中に知り得た秘密を漏らすことがないよう徹底すること。

なお、社会奉仕体験活動等を協働して実施するときは、少年及び保護者に係る個人情報について、保護者の同意を得てから補導員に伝えること。ただし、個人情報が特定少年（規則第2条第2号に規定する特定少年をいう。）に係るものときは、本人の同意を得てから伝えること。また、伝える情報も支援に必要な範囲にとどめるなど、その取扱いには慎重を期すこと。

- (4) 補導員の活動に当たっては、受傷事故防止その他被害の防止について、十分指導すること。

※ 別記様式・別図・別表（略）